

北広島市立西部小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂

(1) いじめ防止対策に関する理念

いじめは、すべての児童生徒の問題です。いじめを受けたことがある児童生徒が、いじめをする側に回ることもあります。

まず、すべての児童生徒が「いじめは絶対に許されないこと」という認識をもつ必要があります。さらに、いじめを受けた場合、心や体に深刻な影響があることを教職員・保護者・児童生徒が理解しておくことも重要です。そのうえで、すべての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを知っていながら放置せず、まわりのみんなの力でとめていくことが必要です。この方針では、学校内外を問わず、いじめが行われなくなり、児童生徒が安心して過ごせるようにすることを目指しています。

また、いじめが発生した場合、学校や家庭・関係機関と関係者が連携し、いじめを受けた児童生徒の保護の重要性を認識し、その手立を用意し、いじめの早期の解決を目指していくこととします。

(2) - 1 いじめの定義

法及び道条例では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

この中での「一定の人的関係」については、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指すものとします。この定義の解釈上重要なこととして、次のことが挙げられます。

- ①いじめかどうかの判断にあたっては、いじめられた児童生徒の立場に立ち、その気持ちを重視すること。
- ②本人が否定することも踏まえて、その言葉だけを表面的、形式的に判断するのではなく、その児童生徒の態度や周辺の状況を踏まえて判断すること。
- ③インターネットなどで本人が気づかない誹謗中傷など、本人が苦痛を感じていない場合にあっても、その行為をいじめと同様に対処すること。
- ④好意から行った行為が、相手児童生徒に結果として苦痛を感じさせてしまった場合には、悪意がなかったことを踏まえて対応すること。

- ⑤けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

(2) - 2 いじめ重大事態の定義

(重大事態の定義)

- 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

(重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響)

- 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもおお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

(2) - 2 いじめ重大事態 発生報告の趣旨

- 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生を報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。

- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。
(支援体制の整備のための相談・連携)
- 必要に応じて、公立学校の場合、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。また、私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、国立大学は、適切な支援を行うこと。その際、国立大学は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。

(3) いじめ解消の定義

- ①いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んで少なくとも3か月を目安）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(4) いじめの内容

いじめの内容には、次のようなものがあります。

- ①無視…話しかけない、返事をしないなど
- ②仲間はずれ…集団に入れない、そばに近寄らせない、一緒に行動させないなど
- ③嫌がらせ…冷やかす、からかう、嫌がる言葉を浴びせる、悪口を言ったり、悪い噂をながしたりするなど
- ④脅しや強要…脅し文句を言う、使い走りをさせる、恥ずかしいことや嫌なことをさせる、犯罪行為をさせるなど
- ⑤身体への攻撃…殴る、叩く、蹴る、水をかけるなど
- ⑥金品に損害…金品をたかる、盗む、壊す、隠す、捨てるなど

2. いじめの未然防止及び早期発見

(1) 指導方針の明確化

- ①いじめについての基本的な姿勢である「人間として絶対に許されないこと」を4月の道徳の時間等で指導する。

(2) 日々の観察から

- ①始業前や休み時間などの様子から、子ども達同士の人間関係を観察し、いじめ防止に努める。
- ②体育や音楽などの学年合同での授業や清掃・委員会・クラブ活動など担任以外の教師が関わる場面を通じて、全職員で児童の様子を観察し、情報を交流するようにすることで、いじめ防止に努める。

(3) 早期発見・未然防止

- ①職員会議や終会などを積極的に活用し、気になる児童の様子を交流する。
- ②年2回（5月・9月）の「いじめアンケート」で子ども達の人間関係を把握し、いじめ防止に努める。

(4) 今日的な課題に対応した指導

- ①インターネット使用に関わるマナー指導や啓発を行う。
※インターネット上でのいじめやトラブルの未然防止のため、児童生徒に対して携帯電話やスマートフォンの正しい使い方を理解させる情報モラル教育などを推進するとともに、保護者に対しても危険性や指導の必要性について理解を求めていくように努める。

《具体的な取組》

- ・日常的、計画的に情報モラル教育を進める。（ケータイ・スマホ安全教室など）
- ・きたひろしまアンビシャス4ルールの啓発に取り組む。（学級懇談での啓発など）
- ・保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。（家庭と連携し、共通した指導）
- ・不適切な書き込み等を発見した場合は、保護者の協力のもと、教育委員会等関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。（ネットパトロール、関係機関との連携）

②新型コロナウイルス感染症の感染等に対するいじめや偏見、差別への対処

- ※児童生徒やその家族等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に合
わぬよう、適切な知識を基にした指導を行うことを通して、偏見や差別の防止に努
める。

(5) いじめを許さない学級作り・学校作り

- ①道徳や学級活動において、いじめに対する指導や生命を大切にする指導をすすめる。
- ②児童会を中心とした「いじめ防止」の活動を推進する。
*「いじめに関する標語作り」など

(6) 教育相談の充実

- ①心の教室相談員やスクールカウンセラーとの連携強化を図る。
- ②保健室の利用状況を職員会議で報告する機会を設けることで、児童の情報を全職員で共有する。

3. いじめに対する対応（迅速かつ組織的に）

(1) 生活部を中心とした組織的対応

発見・情報

- 児童の訴えや兆候、他の児童・保護者・地域からの情報、現場の目撃
- アンケートによる発見

連絡

- 管理職（主幹教諭を含む）生活部担当者へ報告（まず一報）
- この時点で校内いじめ対策委員会を開催する。
校内いじめ対策委員会の開催
(生活部・担任・校長・教頭・主幹教諭・教務・同学年・養護教諭)

調査

- 事実確認（該当児童への聞き取り）と状況把握
- 時系列で記録（日時・内容等、なるべく詳しく）

判断・協議

Aいじめの疑いあり Bいじめの事実なし

※今後も様子を見守る

- 今後の対応を協議（その後、概要を全職員に報告）

解決への指導・支援

- 該当児童（加害者・被害者）への支援・指導
- （加害・被害両者の）保護者への連絡、サポート

継続指導・経過観察

- 児童の指導、観察を継続（3か月間）
- ※3か月間経過して、初めて解消と判断
・関係機関との連携が必要な場合は、教頭が連絡

4. 再発防止の手立て

(1) いじめられた児童への対応

- ①いじめを継続させないように、全教職員で見守る体制を確立する。
- ②担任だけでなく、養護教諭、スクールカウンセラーなどの様々な職員と連携して、児童の心のケアをすすめる。
- ③席替えなどの児童の立場に立った指導の工夫。

(2) いじめた児童への対応

- ①いじめは絶対にゆるされないことであることを改めて指導する。
- ②自己の行為を考えさせ、相手の痛みを理解させるように指導する。

(3) 学級・学年全体への指導

- ①はやしたてたり、傍観したりすることは、いじめ同様許されないことを理解させる。
- ②いじめを大人に報告することは正しい行為であることを理解させる。
- ③ロールプレイング等で、もし自分が被害者だったらどのような気持ちになるか体験させる。